

令和4年10月

支 部 長 様

一般社団法人埼玉県LPガス協会

令和4年度「埼玉県LPガス消費者保安月間」「埼玉県高压ガス防災訓練」
及び「高压ガス保安活動促進週間」の実施について（お願い）

弊会事業に日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記保安活動等につきまして、県化学保安課より通知がございましたので、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが貴支部会員にご周知くださるよう、宜しくお願い申し上げます。

また、貴支部にて実施されました保安活動につきまして、お手数ですが別添の報告書にご記入のうえ、**11月14日（月）までに**協会までご返送くださるようお願い申し上げます。

記

- ① 埼玉県LPガス消費者保安月間の実施について
高压ガス保安活動促進週間について
高压ガス防災訓練について
- ② 高压ガス保安活動促進週間ポスター（各支部1部）

保安月間中（10月1日～10月31日）に限らず、4月以降に実施された活動や11月以降に予定している活動がございましたらご報告をお願いいたします。

- ・ 写真や新聞記事などの資料がございましたら、添付してください。

「LPガス消費者保安月間」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、地域の防災訓練や商工祭などの開催が自粛されたり、対面での保安活動が実施しづらい状況にあります。感染防止策を図られたうえで、無理のない範囲で実施いただきますようお願い申し上げます。

本件担当：業務課 三村、永田

この書面等は、貴支部ご指定先（各支部1カ所）へ送付させていただきました。恐れ入りますがお取り計らいのほどお願い申し上げます。

化保第178-1号
令和4年10月4日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部長 三須 康男



2022年度LPガス消費者保安月間の実施について（通知）

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年10月は経済産業省が定める「LPガス消費者保安月間」であり、全国一斉に啓発活動が実施されます。県においても、経済産業省のLPガス消費者保安月間実施要綱に基づき、LPガス消費者保安啓発活動を推進し、事故の未然防止を呼び掛けます。

については、貴協会会員あて保安月間の趣旨を周知の上、別添の通知を送付いただきますようお願いいたします。

併せて、啓発活動の結果について支部ごとに別紙報告書に取りまとめの上、令和4年11月30日（水）までに担当あて御報告くださいますようお願いいたします。

担当 化学保安課 液化石油ガス担当 室賀
電話 048-830-8439

化保第178-2号

令和4年10月4日

液化石油ガス販売事業者 }
保安機関 } 代表者 様

埼玉県危機管理防災部長 三須 康男
(公印省略)

2022年度LPガス消費者保安月間の実施について(通知)

液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年10月は経済産業省が定める「LPガス消費者保安月間」であり、全国一斉に啓発活動が実施されます。県においても、LPガス消費者保安啓発活動を推進し、事故の未然防止を呼び掛けております。

については、法令遵守及び事故防止対策の一層の徹底並びに別紙の重点項目の実施に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に充分御配慮くださいますようお願いいたします。

担当 化学保安課 液化石油ガス担当
電話 048-830-8439

別紙

1 2022年度LPガス消費者保安月間の重点項目

(1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止及び燃焼器具の適切な使用方法を周知する。

また、業務用換気警報器・CO警報器の設置を促進する。

(2) 一般消費者等に対し、次の点を周知する。

- ① 販売事業者等による保安業務の内容
- ② 消費機器の適切な維持管理方法
- ③ CO中毒事故防止対策及びガス漏えい時の適切な対処方法
- ④ ガス供給設備周辺で工事を行うときの販売事業者への事前相談

(3) 上下水道等の工事関係者から、LPガス供給設備周辺での工事の相談があったときは、ガス配管等の情報を適切に提供するほか、必要に応じて工事に立ち会う。

(4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対し、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

(5) 災害発生時には「LPガス災害対策マニュアル（令和3年3月改訂）」に基づいた取組を着実に実施する。

(6) LPガス容器運搬にあたっては「移動の基準」を遵守する。

2 参考

- ・ 埼玉県におけるLPガス事故の発生件数は、令和3年度が17件、今年度が9月末時点で9件です。

お知らせ

関係者各位

埼玉県危機管理防災部化学保安課

令和4年度高圧ガス保安活動促進週間について

高圧ガスによる災害の防止を図るため、標記週間（10月23日から10月29日まで）が全国一斉に実施されます。

県では、同週間の関連情報を、化学保安課のホームページに掲載します。

皆様におかれましても、趣旨を御理解の上、高圧ガスの保安活動の促進に努めてください。

化学保安課HPアドレス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0403/index.html>

担当：企画・高圧ガス担当

048-830-8443

液化石油ガス担当

048-830-8439

化保第174号
令和4年9月29日

高圧ガス取扱事業所代表者 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長
宮原 正行（公印省略）

令和4年度高圧ガス防災訓練について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、高圧ガス事故への備えとして、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会との共催により、高圧ガス防災訓練を例年10月中旬に実施しています。

今年度の訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、見学者の訓練会場への入場を制限し、訓練関係者のみで実施することとしました。

下記の化学保安課のホームページでは、保安教育に役立つ情報を掲載していますので、訓練の見学を保安教育の一環として計画されていた事業所におかれましては、活用を御検討ください。

記

- ・「高圧ガスの保安教育用コンテンツ」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/koatsu-kyoiku.html>

担当 化学保安課 企画・高圧ガス担当
生方、紫藤、廣島、石川
電話 048-830-8443